

設備貸与制度のご案内

- ◎中小企業の方が導入する機械設備を、当センターが購入し、長期・低利で割賦販売する制度です。
- ◎金融機関の融資枠とは別枠です。



- ・機械設備、運搬用車両、建設機械などの購入を検討されている方!
- ・借入利息、割賦販売額、リース料の比較検討をお願いします!
- ・お電話いただければ、返済額を試算した資料をお送りします!

割賦

| | |
|------|--------------------------------------|
| 貸付額 | 100万～6,000万円 |
| 貸付期間 | 7年(耐用年数による) |
| 利率 | 年利2.3%(現在、見直し中です) |
| 担保 | 無担保 |
| 対象企業 | 県内に事業所・工場を有する中小企業 (企業組合・協業組合等を含む) |

リース

| | |
|----------|--|
| 設備額 | 100万～6,000万円 |
| リース期間 | 5～7年 |
| リース料(月額) | 5年=1.860% 7年=1.382%無担保 |
| 対象企業 | 県内に事業所・工場を有する小規模企業者で、 原則従業員20人以下 (商業・サービス業は5人以下) |

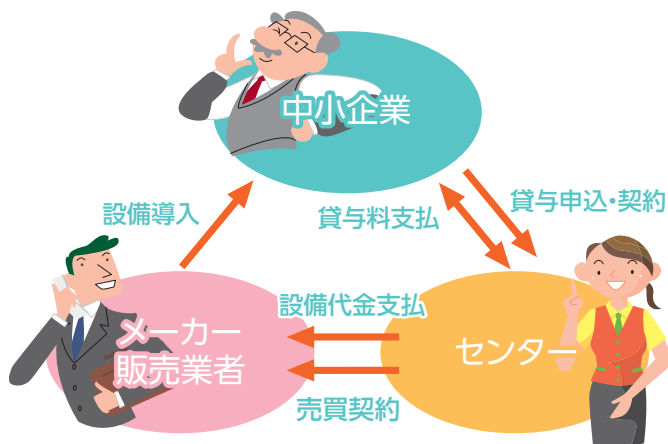
- ・連帯保証人…法人/代表者含み2人以上 個人/1人以上
- ・対象設備…建物を除く新品の設備(運賃・取付工事は貸付対象となりますが、建物部分・基礎工事は対象外となります)※条件により中古設備も対象とします。
- ・一部、対象とならない業種、設備がありますので、詳しくはお問い合わせください

下記のいずれかの条件を満たせば

最長10年、1億円まで 貸付可能

リースは
除く

- ①中小企業創造活動促進法の認定企業
- ②中小企業経営革新支援法の承認企業
- ③ISO9000/ISO14000の認証取得企業
- ④加工高に対する県内企業への外注比率が10%以上の企業
- ⑤県内企業5社以上へ下請発注している企業
- ⑥県内企業への下請発注額が年間1,000万円以上の企業
- ⑦申請する設備を設置することで④～⑥のいずれかに該当する企業



資金貸付制度

小規模企業者、または一定条件を満たす従業員50人以下の企業者が設備を導入する場合、所要資金の1/2を無利子でお貸しする制度です。

| | |
|-------|-------------------------|
| 貸付期間 | 7年(耐用年数による) |
| 保証人 | 設備貸与制度に同じ |
| 貸付限度額 | 対象設備の1/2以内で、50万～4,000万円 |
| 担保 | 無担保(対象設備を担保とする) |



※すでに設備貸与制度、資金貸付制度をご利用していて、東北地方太平洋沖地震で被災した企業について、償還延納措置を実施しております。また、さらなる償還延長、償還免除も検討中です。詳しくは4月号掲載の案内をご覧ください。(ホームページでも掲載しています)

お問い合わせ…総務・金融グループ TEL/019-631-3821 FAX/019-631-3830